

【報告】母子生活支援施設「札幌市しらぎく荘」の廃止について

札幌市児童福祉施設条例の一部改正

1 札幌市児童福祉施設条例について

(1) 条例の概要

児童福祉法で定める児童福祉施設のうち、札幌市が設置する施設について規定した条例。母子生活支援施設のほか、保育所、児童厚生施設等について定めている。

また、指定管理者(地方自治法第 244 条の2第3項)に管理させることができる施設についても規定。

(2) 条例の改正内容

市内の公設の母子生活支援施設は「札幌市しらぎく荘」のみのため、条例から母子生活支援施設に関する規定をすべて削除するもの。

(3) 改正条例の施行

令和6年3月31日をもってしらぎく荘の運営を休止しており、直ちに廃止することによる支障は生じないことから、公布の日(令和6年6月4日)から施行する。

2 母子生活支援施設の設置状況(令和6年4月1日～)

施設名	札幌あいりん荘	すずらん	伏見寮	もいわ荘
設置主体	社福) 札幌愛隣館	社福) 北海道社会事業協会	社福) 札幌福祉事業会	社福) もいわ会
定員	20 世帯	20 世帯	20 世帯	20 世帯
所在地	豊平区	中央区	中央区	南区
築年数 (R6.1.1)	5 年	41 年	34 年	0 年(令和5年10月改築)
間取り	6×5 畳 風呂・トイレ付	6×6×4.5 畳 風呂・トイレ付	7×4.5×4.5 畳 風呂・トイレ付	6×4.5 畳 風呂・トイレ付
入所世帯数 (R6.4.1)	20 世帯	17 世帯	12 世帯	16 世帯

札幌市児童福祉施設条例（昭和 39 年条例第 6 号）新旧対照表

【資料 2-2】

現行	改正後	備考
（設置） 第 1 条 本市は、別に定めるものを除き、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定による児童福祉施設として次に掲げる施設（以下「児童福祉施設」という。）を設置する。 <u>（1） 母子生活支援施設</u> <u>（2）～（6）</u> （省略） （管理の代行等） 第 12 条 市長は、<u>母子生活支援施設</u>、保育所又は児童発達支援センター（札幌市みかほ整肢園に限る。以下この条及び次条において同じ。）の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にそれぞれの施設の管理を行わせることができる。 2 前項の規定により指定管理者に<u>母子生活支援施設</u>、保育所又は児童発達支援センターの管理を行わせている場合で、当該指定管理者に係る指定の期間の満了後引き続き指定管理者の指定をしようとするときは、当該管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 2 条の規定にかかわらず、公募によることなく、当該管理を行っている団体に同条例第 3 条の規定による申込みを求めることができる。 3 第 1 項の規定により指定管理者に<u>母子生活支援施設</u>、保育所又は児童発達支援センターの管理を行わせる場合の当該指	（設置） 第 1 条 本市は、別に定めるものを除き、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定による児童福祉施設として次に掲げる施設（以下「児童福祉施設」という。）を設置する。 <u>（削る。）</u> <u>（1）～（5）</u> （現行のとおり） （管理の代行等） 第 12 条 市長は、保育所又は児童発達支援センター（札幌市みかほ整肢園に限る。以下この条及び次条において同じ。）の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にそれぞれの施設の管理を行わせることができる。 2 前項の規定により指定管理者に保育所又は児童発達支援センターの管理を行わせている場合で、当該指定管理者に係る指定の期間の満了後引き続き指定管理者の指定をしようとするときは、当該管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 2 条の規定にかかわらず、公募によることなく、当該管理を行っている団体に同条例第 3 条の規定による申込みを求めることができる。 3 第 1 項の規定により指定管理者に保育所又は児童発達支援センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務	母子生活支援施設の廃止号の繰上げ 母子生活支援施設の廃止 同上 同上

定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる施設の種類ごとに、当該各号に定める業務とする。

(1) 母子生活支援施設

ア 施設の維持及び管理

イ 母子保護の実施及び母子の自立促進のための生活支援に関すること。

ウ ア及びイに掲げる業務に付随する業務

(2)・(3) (省略)

4 第1項の規定により指定管理者に母子生活支援施設の管理を行わせる場合における第10条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

5・6 (省略)

別表1

種類	名称	位置	定員
母子生活支援施設	札幌市しらぎく荘	札幌市白石区菊水5条2丁目	20世帯
(以下省略)			

は、次の各号に掲げる施設の種類ごとに、当該各号に定める業務とする。

(削る。)

(1)・(2) (現行のとおり)

(削る。)

4・5 (現行のとおり)

別表1

種類	名称	位置	定員
(削る。)			
(以下現行のとおり)			

同上

号の繰上げ
母子生活支援施設の廃止

項の繰上げ

母子生活支援施設の
廃止